

# 令和3年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業実施要領

## 1 目的

環境問題対策の一環である温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策を「アイドリングストップ運動」により効果的に推進するため、アイドリングストップ支援機器を配備し運動の徹底を図る。

## 2 助成金受給資格

当協会加入 6 ヶ月以上で協会費の未納がないこと。

## 3 申請(請求)方法

申請(請求)書類は次のとおり。

- ① アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業実績報告書(様式1)
- ② 請求書(写)(機器の名称・購入価格、装着基(枚)数の明らかな書類)  
※新車装着においては、注文書(発注指示書、仕様書等)にこれらが明らかであること。
- ③ 車検証(写)
- ④ 装着証明書写し(装着業者発行で、車両登録番号・搭載機器名及び型式・装着年月日の記載があるもの)
- ⑤ 領収書(写)(支払の明らかな書類)
- ⑥ リース契約の場合、リース契約書(写) ※車両登録番号、車台番号の記載があるもの

## 4 助成金額

県ト協の交付する 1 基(枚)当たりの助成金額(以下「助成単価」という。)は、会員事業者が新たに導入するアイドリングストップ支援機器の購入価格の2分の1以内とし、次に定めた額を限度とする。

また、助成単価には取付料及び消費税を含めない。

○電気式の毛布、マット又はベッド	15,000円
○エア又は温水式ヒーター	60,000円
○蓄冷式クーラー(蓄冷式リヤクーラー(三菱))	50,000円
○蓄冷式クーラー(蓄冷式ベッドルームクーラー(デンソー、UD、日野))	50,000円
○車載バッテリー式冷房装置	60,000円

## 5 助成上限数

1会員における助成する数量は次に定めた数をそれぞれ上限とする。

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 電気式の毛布、マット又はベッド                      | 30枚まで |
| (2) エア又は温水式ヒーター                          | 3基まで  |
| (3) 蓄冷式クーラー・外部電源専用パッケージクーラー・車載バッテリー式冷房装置 | 3基まで  |

## 6 実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日まで。(申請期限:令和4年2月28日)

### 【留意点】

期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点までとする。

令和3年4月1日から令和4年2月28日までに導入した物が対象となり、3月中に導入した物に関しては助成金対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。